水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件

昭和 49 年 3 月 26 日 福島県告示第 285 号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第百五十九号)本則第一項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。)別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水 域	該当類型	達成期間
(略)	海域A	イ
<u>原町市</u> 地先海域		
次のアからエまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮		
時海岸線によって囲まれた海域		
ア <u>原町市</u> 及び <u>相馬郡小高町</u> 境の標柱		
イ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町の標柱から真		
方位90度の線上9,000メートルの地点と		
福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の		
線上16、000メートルの地点とを結ぶ線が		
点アから真方位90度の線と交差する地点		
ウ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から		
真方位90度の線上9,000メートルの地点		
と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度		
の線上16、000メートルの地点とを結ぶ線		
が <u>原町市</u> 及び <u>鹿島町</u> 境の標柱から真方位90度		
の線と交差する地点		
エ <u>原町市</u> 及び <u>鹿島町</u> 境の標柱		
(略)		

備考

- 1 猪苗代湖及び磐梯五色沼湖沼群については、水素イオン濃度に係る基準値は 適用しない。
- 2 該当類型の欄中「河川」、「湖沼」又は「海域」の表示のあるものは、環境庁告示別表2の河川、湖沼又は海域の表の類型を示す。
- 3 達成期間の分類は、次のとおりとする。
 - (1)「イ」は、直ちに達成
 - (2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件

昭和50年3月17日福島県告示第265号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第百五十九号)本則第一項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。)別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

水 域	該当類型	達成期間
(略)	海域A	イ
相双地区地先海域		
次のアからオまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮		
時海岸線によって囲まれた海域(昭和四十九年福島		
県告示第二百八十五号により水域類型を指定した水はのできた。松川湾海はアズ原町大地井海はアダス		
域のうち、松川浦海域及び <u>原町市</u> 地先海域に係る部分 がでに次の a から f までの点を順次結ぶ線及び最		
大高潮時海岸線によって囲まれた海域に係る部分を		
除く。		
a 相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱		
b 点 a から真方位 9 0 度の線上 5,000メー		
トルの地点		
c 相馬市と相馬郡新地町境の標柱から真方位9		
0度の線上7,000メートルの地点		
d 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の		
標柱から真方位90度の線上5,500メート		
ルの地点		
e 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の 線上7,000メートルの地点と点dとを結ぶ		
線エ7,0000/- 下ルの地点と点はこを指ぶ 線が点 f から真方位 9 0 度の線と交差する地点		
f 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の		
標柱から336度30分の線上1,650メー		
トルの地点		
ア いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱		
イ いわき市四倉町及び同市久之浜境の標柱から真		
方位94度30分の線上5、000メートルの地		
点と双葉郡富岡町及び同郡楢葉町境の標柱から真		
方位90度の線上6、160メートルの地点を結		
ぶ線上で、点アから真方位90度の線が交差する 地点		
- ^{地点} ウ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真		
方位90度の線上9、000メートルの地点		
エ 福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の		
線上16,000メートルの地点		
オー福島県及び宮城県境の標柱		
(略)		

備考

- 1 該当類型の欄中「河川」又は「海域」の表示は、環境庁告示別表2の河川又は海域の表の類型を示す。
- 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。
 - (1)「イ」は、直ちに達成
 - (2)「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成